

## 第2章 事業者データベースの整備

### 2.1 事業者データベースの概要

農林水産省では、食品リサイクル法並びに容器包装リサイクル法の調査点検業務の効率化かつ効果的な実施を図るために、食品関連事業者の事業者データベースを作成している。本年度の事業開始前の事業者データベースの概要を表2-1に示す。

表 2-1 事業者データベース（令和2年2月時点）

農政局等	事業者数
北海道	13,007
東北	18,108
関東(東京)	23,913
関東(東京以外)	38,174
北陸	11,614
東海	13,981
近畿	23,722
中四国	22,471
九州	22,574
沖縄	2,390
合計	189,954

### 2.2 新規・廃業事業者情報の更新

平成30年度に整備した事業者データベースの事業者情報を更新するため、事業者の新規情報、廃業情報を収集し、事業者データベースに反映させた。

#### 2.2.1 新規情報

平成30年度事業者データベースに登録されていない事業者の企業データを、株式会社帝国データバンクから購入し、事業者データベースに新規情報として反映させた。

反映した新規事業者数は390件であり地域別に表2-2に示す。

#### 2.2.2 廃業情報

平成30年度事業者データベースに登録されている事業者の廃業情報を、株式会社帝国データバンクから購入し、事業者データベースの項目「新規・合併・

「廃業フラグ」を更新した。

反映した廃業事業者数は 452 件であり地域別に表 2-2 に示す。

表 2-2 反映した新規・廃業事業者数

農政局等	新規	廃業	合計
北海道	27	23	50
東北	14	46	60
関東(東京)	87	36	123
関東(東京以外)	71	106	177
北陸	32	26	58
東海	19	31	50
近畿	31	73	104
中四国	80	56	136
九州	26	49	75
沖縄	3	6	9
<b>合計</b>	<b>390</b>	<b>452</b>	<b>842</b>

### 2.3 再商品化義務履行状況の更新

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の特定事業者データから再商品化義務履行状況の情報を、事業者データベースの項目「申込素材」、「申込種別」、「備考（指導内容等）」に反映させた。

再商品化義務履行状況の情報の反映方法を表 2-3 に、また、特定事業者データは 28,053 件であり、このうち「特定事業者番号」が一致した事業者は 18,346 件で、不一致の事業者は、事業者名・住所・電話番号で名寄せして可能な限り情報反映させた。特定事業者データを地域別に表 2-4 に示す。

表 2-3 再商品化義務履行状況の情報の反映方法

① 特定事業者番号と特定事業者コードが一致した場合	
② 上記処理で不一致の時、事業者名・住所・電話番号で名寄せ	
特定事業者データ項目	事業者データベース項目
申込素材	→ 申込素材
申込種別	→ 申込種別
備考	→ 備考(指導内容等)

表 2-4 特定事業者データ（令和 2 年 2 月 18 日時点）

農政局等	特定事業者 データ数	特定事業者 番号で照合	名寄せで 照合	反映合計
北海道	1,438	1,147	2	1,149
東北	2,305	1,870	27	1,897
関東(東京)	4,490	1,871	21	1,892
関東(東京以外)	4,650	3,227	20	3,247
北陸	2,132	1,553	13	1,566
東海	2,721	1,759	16	1,775
近畿	4,069	2,190	6	2,196
中四国	3,087	2,288	21	2,309
九州	2,886	2,239	13	2,252
沖縄	275	202	1	203
<b>合計</b>	<b>28,053</b>	<b>18,346</b>	<b>140</b>	<b>18,486</b>